

土壤汚染の報告がありました。

本日、岡崎市八帖北町地内の株式会社銅辰製作所から、同社敷地内の土壤汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、工場の移転に当たり、同社が自主的に行ったものです。

調査の結果、鉛及びその化合物が、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する土壤含有量基準に対して最大で約66倍検出されています。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市八帖北町3-14、18、19、20、21、25、32、34及び、同3-19～21番地北側の地番がない部分

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成27年7月27日 月曜日

(2) 調査の実施期間

平成27年1月31日～平成27年4月30日

(3) 調査項目

法で規定する全ての特定有害物質（25物質）

(4) 調査結果

鉛及びその化合物について、一部の調査地点で次のとおり法で規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量基 準	超過区画数 ／単位区画数
鉛及び その化合物	10,000 mg/kg (約66倍)注	150mg/kg 以下	9/70

注：（ ）内は、土壤含有量基準に対する倍率

(5) 汚染場所

別添参考資料参照

(6) 汚染原因

当該土地において過去にはんだ付け作業が行われており、鉛が使用されていた可能性がある。

3 現場の状況

汚染が判明した場所はアスファルト舗装されており、汚染土壌の飛散のおそれはないと事業者から報告を受けています。

4 今後の措置について

事業者が、法令等に基づき、土壌汚染の除去等の措置を実施します。

5 市の対応

本日、事業者から法第14条第1項の規定に基づく申請があったため、当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

6 事業所連絡先

株式会社銅辰製作所

総務部 電話 0564-57-5088